

再生可能エネルギーによる地域活性化支援事業（地域活性化枠）に関するQ A

1. 事業実施対象者関係

Q 1 任意団体等の法人格がない団体は対象となりますか。

A 任意団体等の法人格がない団体であっても、補助金の対象となります。

Q 2 自治会、NPO法人、商店街振興組合のほか市町村、農事組合法人、集落営農組織、観光協会なども事業の実施対象者となりますか。

A その事業目的が公益性の高い団体であり、当該補助事業の内容が地域活性化の取組みに売電収入を充当していくなどの提案内容であれば事業の実施対象者となります。

なお、本事業について補助金の交付を申請できる者は、自治会、NPO法人、商店街振興組合のほか次に掲げる者とします。

- ア 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
- イ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
- ウ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人
- エ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条に規定する医療法人
- オ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人
- カ 事業ごとの特別法の規定に基づき設立された協同組合等
- キ 法律により直接設立された法人
- ク 地域における温泉の管理や配湯を行う団体（民間企業を除く）
- ケ 上記アからクまでの法人以外の法人であって、上記アからクに準ずる者として知事が適当と認める者

2. 事業実施関係

Q 3 既存設備の撤去や改修工事における付帯工事に係る経費は補助対象となりますか。

A 本事業は、既存設備の更新を目的とするものではないことから、既存設備の撤去に要する工事費は対象としていません。一方、本体工事に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲であれば、付帯工事費を対象とすることは可能です。

Q 4 自治会等が所有していない土地や建物へ再生可能エネルギー発電設備を設置して行う事業は認められますか。

A 他者所有の土地や建物へ設置する場合は、賃貸借契約等を適切に契約するか、所有者の同意が得られていることを条件に事業の対象とすることは可能です。

Q 5 50kW以上の発電設備を導入したいのですが、対象となりますか。

A 地域活性化枠では原則として50kW以上の発電設備を対象とはしていませんが、事業計画の内容により判断したいと考えています。

なお、地域貢献枠では出力による制限を設けておりませんので併せてご検討ください。

Q 6 可搬型の蓄電池は認められますか。

A 再生可能エネルギー発電設備と常時連系のうえ活用していただく必要があるため、原則として認められません。

Q 7 蓄電池を商用系統と連系して利用することは可能ですか。

A 商用系統のみの接続は認められませんが、再生可能エネルギー発電設備と常時連系したうえで商用系統にも接続して活用する場合は可能です。

Q 8 再生可能エネルギー発電設備の設置場所を自治会等の地域の外部に設置することは可能ですか。

A 県内に設置するのであれば、特に制限はありませんが、管理体制が確保されている必要があります。

3. 再生可能エネルギー発電設備設置後の運営関係

Q 9 事業実施に当たり税金は発生しますか。また、税金の支払に売電収入を充てることができますか。

A 再生可能エネルギー発電設備は、償却資産となり、固定資産税が発生します。また、当該事業が法人による収益事業と見なされた場合は、法人税、法人住民税、法人事業税等が発生する場合がありますので、最寄の税務署、市町村、島根県県民センター等の税金担当窓口へご相談ください。売電収入を税金の支払に充てることは可能です。

Q10 災害等による発電設備の故障など当初想定していなかった経費が発生して売電収益が当初計画よりも減少し、発電事業がうまくいかなかった場合の救済措置はありますか。

A 発電事業の経営上のリスクは事業主体に責任が帰属します。適宜保険に加入するなど、リスク回避については、事業主体においてご検討ください。

Q11 売電収入は、売電収入があった年度にすべて充当しなければいけませんか。

A 売電収入は、売電収入があった年度にすべてを充当する必要はありません。例えば、一定期間積み立てておいて数年に一度に行われる祭りの経費に充てるなど、実情に応じてご利用ください。

Q12 売電収入の充当事業は、要綱に規定されている「地域の祭り等文化活動、環境保護活動、福祉事業、物産販売イベント、デマンドタクシー等の運営に限定されますか。

A 要綱に規定しているのは、あくまで例示であり、地域の実情に応じて充当することが可能です。

Q13 売電収入管理用の口座は、既存の口座ではいけませんか。

A 今回の事業で生じる収益、利息等をほかの事業等と区別するために新たな口座を設けていただく必要があります。ご理解とご協力をお願いします。

Q14 売電収入の管理口座で発生する利息は、どのようにすればよいですか。

A 口座残高から生じる利息は、地域活性化事業へ充当してください。

4. 手続関係

Q15 事業実施にあたっては、国の設備認定手続きや電力会社との系統連系協議が必要となりますが、手続きに時間を要するため、事前に手続きを開始することはできますか。

A 交付決定後に実施された経費は対象経費に含めることができます。ただし、交付決定前に国への認定手続きや電力会社との協議のために必要な経費など、既に着手しておられる場合は、自己負担となります。